

農業経営改善計画等を実施する法人の機械等の割増償却の償却限度額の計算に関する付表（旧措法46の3、68の32）

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
--------------	---	---	-----	-----

特別償却の付表（二十五） 平二十三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特 別 償 却 の 種 類	1	平()旧46条の3第1項()号 平()旧68条の32第1項()号	平()旧46条の3第1項()号 平()旧68条の32第1項()号	平()旧46条の3第1項()号 平()旧68条の32第1項()号
事 業 の 種 類	2			
(機械・装置の耐用年数表の番号) 対 象 資 産 の 種 類 等	3	()	()	()
対 象 資 産 の 名 称	4			
対 象 資 産 の 用 途	5			
取 得 等 年 月 日	6	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・
事業の用に供した年月日	7	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・
取 得 価 額	8	円	円	円
普 通 償 却 限 度 額	9			
割 増 償 却 率	10	$\frac{12 \text{ 又は } 20}{100}$	$\frac{12 \text{ 又は } 20}{100}$	$\frac{12 \text{ 又は } 20}{100}$
割 増 償 却 限 度 額 (9) × (10)	11	円	円	円
償 却 ・ 準 備 金 方 式 の 区 分	12	償 却 ・ 準 備 金	償 却 ・ 準 備 金	償 却 ・ 準 備 金
適 用 要 件 等				
農 業 経 営 改 善 計 画 等 の 認 定 年 月 日	13	平 ・ ・	面 積 等	
			計画認定時面積等 ①	拡大面積等 ②
(平19旧第一号又は平18旧第一号イ該当) ② 農 用 地 拡 大 割 合 ①	14	%		
(平19旧第二号又は平18旧第一号ロ該当) ② 栽 培 面 積 拡 大 割 合 ①	15			
(平19旧第三号又は平18旧第一号ハ該当) ② 施 設 面 積 拡 大 割 合 ①	16			
(平19旧第四号又は平18旧第一号ニ該当) ② 施 設 面 積 等 拡 大 割 合 ①	17			
(平 18 旧 第 二 号 該 当) 総 収 入 金 額	18	円	(平 18 旧 第 二 号 該 当) 素材生産業に係る収入金額	19 円
そ の 他 参 考 と な る 事 項	20			

特別償却の付表（二十五）の記載の仕方

- 1 この付表（二十五）は、青色申告法人が平成19年改正前の租税特別措置法（以下「平成19年旧措置法」といいます。）第46条の3第1項《農業経営改善計画を実施する法人の機械等の割増償却》若しくは平成18年改正前の租税特別措置法（以下「平成18年旧措置法」といいます。）第46条の3第1項第1号若しくは第2号《農業経営改善計画等を実施する法人の機械等の割増償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が平成19年旧措置法第68条の32第1項《農業経営改善計画を実施する法人の機械等の割増償却》若しくは平成18年旧措置法第68条の32第1項第1号若しくは第2号《農業経営改善計画等を実施する法人の機械等の割増償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、その対象資産の割増償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。
- 2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。
- 3 「特別償却の種類1」は、平成19年旧措置法第46条の3第1項若しくは第68条の32第1項又は平成18年旧措置法第46条の3第1項第1号若しくは第2号若しくは第68条の32第1項第1号若しくは第2号までのいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲むとともに、「平（ ）」内には、適用する規定の該当年数を記載してください。なお、「（ ）号」内には、それぞれの該当号を記載してください。
- 4 「事業の種類2」には、対象資産を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載します。
- 5 「対象資産の種類等3」には、耐用年数省令別表に基づき、対象資産の種類、構造、細目等を記載します。また、その対象資産が機械及び装置である場合には、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。
- 6 「対象資産の用途5」には、「施設園芸用」、「畜産用」、「事務所用」、「工場用」等の用途を記載します。
- 7 「取得価額8」には、対象資産の取得価額を記載します。

ただし、その対象資産につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、

圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。

- 8 「割増償却率10」の分子は、次の区分に応じそれぞれ次の割増償却率を○で囲みます。
 - (1) 平成19年旧措置法第46条の3第1項若しくは第68条の32第1項又は平成18年旧措置法第46条の3第1項第1号若しくは第68条の32第1項第1号の適用を受ける減価償却資産…「20」
 - (2) 平成18年旧措置法第46条の3第1項第2号又は第68条の32第1項第2号の適用を受ける減価償却資産…「12」
- 9 「償却・準備金方式の区分12」は、その対象資産につき直接に割増償却を行うか、又は割増償却に代えて割増償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 10 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「農業経営改善計画等の認定年月日13」には、農業経営改善計画又は共同改善計画の認定を受けた年月日を記載します。
 - (2) 「農用地拡大割合14」から「施設面積等拡大割合17」までの各欄は、平成19年旧措置法第46条の3第1項各号若しくは第68条の32第1項各号又は平成18年旧措置法第46条の3第1項第1号イからニまで若しくは第68条の32第1項第1号イからニまでのいずれの規定の適用を受けるかに応じ、農業委員会又は市町村長の証明に係る面積等に基づき、該当する欄を記載します。

また、2以上の農業委員会又は市町村長の証明がある場合には、その合計面積等に基づき記載します。
 - (3) 「総収入金額18」及び「素材生産業に係る収入金額19」には、平成18年旧措置法第46条の3第1項第2号又は第68条の32第1項第2号の適用を受ける場合に、当期の総収入金額（固定資産又は有価証券の譲渡に係るもの及び合併又は分割による移転に係るものを除きます。）及び当期の国内において営む素材生産業に係る収入金額（固定資産又は有価証券の譲渡に係るもの及び合併又は分割による移転に係るものを除きます。）を記載します。
 - (4) 「その他参考となる事項20」には、対象法人及び対象資産に該当するものであることを判定する上で参考となる事項をできるだけ具体的に記載してください。